

項目	届出	要件、算定上限	点数	略号
調剤管理料		処方箋受付1回につき算定 薬剤服用歴の記録・管理を行った場合 1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、 28日分以上 60点	
①内服薬				
②内服薬以外		調剤管理料 1 イを算定した場合：内服薬が長期処方（28日分以上）されている患者であって、減数調剤を行うことにより、実際の調剤する内服薬の投与日数が1日分以上かつ27日分以下となり、当該点数を算定する場合かつ在宅協力薬局が当該分析等を行い、在宅基幹薬局が当該点数を算定する場合	10点	調管減
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、 かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点	調残A 調残B 調残C 調残D
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、 かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点	調有A 調有B 調有C 調有D

調剤行為 名称等	調剤管理料	項番	46	区分	10の2
記載事項	（内服薬が長期処方（28日分以上）されている患者であって、減数調剤を行うことにより、実際の調剤する内服薬の投与日数が1日分以上かつ27日分以下となり、調剤管理料1のイを算定する場合）減数調剤を実施した年月日、減数調剤を実施した薬剤名及び調整前の日数を記載すること。				
レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによる レセプト表示文言				
850100617	減数調剤を実施した年月日（調剤管理料1のイ）；（元号）y y“年”m m“月”d d“日”				
830100999	減数調剤を実施した薬剤名（調剤管理料1のイ）；****				
842100125	調整前の日数（調剤管理料1のイ）；****“日分”				

調剤行為 名称等	近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品を調剤する場合	項番	47	区分	－
記載事項	（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第16号に基づき、近視の進行抑制を効能又は効果とした医薬品を選定療養として支給した場合）薬剤名を記載すること。				
レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによる レセプト表示文言				
830101000	薬剤名（近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品）；*****				